

廃棄物分野国際協力への取り組み

- コンサルタントが実施する技術協力専門家について -

1はじめに

平成13年8月から国際協力事業団（JICA）は、「コンサルタント等契約に基づく技術協力専門家」制度を本格導入しており、平成13年度には本制度に基づいて約40件の契約を締結し専門家を派遣している。今後、JICAは本制度による専門家派遣事業を拡大していく方針を打ち出しており、コンサルタント業界としては、案件形成も含めた業務拡大に繋がる本制度はおおいに歓迎するところである。都市環境・廃棄物分野においても本制度による専門家派遣事業は既に数件の実績があり、弊社においては「チェッコ国・廃棄物処理〔コンサルタント等契約に基づく技術協力専門家〕」業務を本年2～3月にかけて実施した。本稿では、この新制度の導入を受けて、廃棄物分野においてコンサルタントが実施すべく技術協力専門家の責務及び今後の方向性について考察する。

2 技術協力専門家の責務

弊社が近年実施した廃棄物処理分野での専門家派遣事業である「ミャンマー国ヤンゴン市・廃棄物処理」及び「チェッコ国・廃棄物処理」について整理すると、両案件に共通する専門家の責務は、廃棄物処理事業の現状把握、問題点・課題の整理、技術指導、日本の協力の方向性・枠組みの策定、の3項目に代表される。



ヤンゴン市・側溝の清掃状況

「技術指導」については、対象都市（国）の廃棄物処理に係る問題点・課題の整理を踏まえ、それらを適切に評価した上で技術指導内容を決めていく必要がある。ミャンマーでは、最終処分場の適地

八千代エンジニアリング(株)
国際事業部環境・水資源部主幹 山内 尚

選定、衛生埋立方式の紹介、タイムアンドモーション調査の実施と評価手法、中間処理に係る適正技術の導入、について技術指導を行った。また、チェッコにおいては、自治体レベルでの廃棄物処理計画策定の必要性、有害廃棄物処理に係る小型焼却施設の整備に係る国レベルのガイドライン策定の必要性、環境省が策定した廃棄物関連法（新法）の地方自治体への展開、焼却技術の研究・開発の必要性、について実施した。

「日本の協力の方向性・枠組みの策定」については、当該国の社会・経済状況、政治情勢、累積債務、負債額の制限（EU規定）等の国が抱える外部条件を考慮して現実的な事業化計画を策定することに留意する必要がある。また、ODA大綱を念頭において、対象国に対する日本の援助の実績・規模・方向性を事前に認識しておくことも大切である。ミャンマーでは、基本計画の策定

（M/P・F/Sの実施）、無償資金協力、専門家派遣、研修員受入れ、有償資金協力、の各コンポーネントを盛り込んだ10年スパンの緊急施策・中期目標・長期目標を策定し、日本の援助の枠組みとした。チェッコにおいては、専門家派遣に限定した援助の方向性に係る提言を行った。

これら2案件からも明らかなように、技術協力専門家の責務は、対象国の社会・経済状況、地域特性等によって、その内容はハード・ソフトを問わず多岐にわたっていることがわかる。

3 今後の方向性

これまで、開発途上国に対する技術協力は、技術移転というソフト面とインフラ整備等のハード面の充実に視点が当てられていた。しかしながら、今後は更に「参加型開発、民営化、キャパシティビルディング、政策支援、評価」といったソフト面での協力を強化していく傾向にある。一方、技術面においても、当該国の社会・経済レベル、地域特性に応じた適正技術の導入・提案といった重要な課題がある。上述したように廃棄物処理分野の専門家の責務は多岐にわたっており、業務を実施していく中で専門技術外のことについても、問題解決能力を問われる場面が多々起こりうる。これら多様化したニーズに対応すべく、幅広い知識を持った技術協力専門家の育成・確保がコンサルタント業界に課せられた課題の一つと考える。

（やまうち ひさし）